

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料規程

令和3年4月1日改定

判定対象建築物の用途

■表1 工場・倉庫等 以外

(単位：円)

延べ面積 (㎡)	標準入力法 (主要室入力法)	モデル建物法
0 ~ 500	110,000	n × 66,000
500超 ~ 1,000	165,000	n × 99,000
1,000超 ~ 2,000	198,000	n × 143,000
2,000超 ~ 3,000	275,000	n × 198,000
3,000超 ~ 5,000	352,000	n × 231,000
5,000超 ~ 8,000	440,000	n × 264,000
8,000超 ~ 10,000	495,000	n × 297,000
10,000超 ~ 20,000	572,000	n × 352,000
20,000超 ~ 50,000	660,000	n × 396,000
50,000超	相談	相談

n：適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる。(工場モデルを除く)

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

■表2 工場・倉庫等 (工場、倉庫、自動車車庫、自転車駐輪場、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの)

(単位：円)

延べ面積 (㎡)	標準入力法 (主要室入力法)	モデル建物法
0 ~ 500	66,000	n × 44,000
500超 ~ 1,000	99,000	n × 66,000
1,000超 ~ 2,000	121,000	n × 88,000
2,000超 ~ 3,000	165,000	n × 132,000
3,000超 ~ 5,000	231,000	n × 143,000
5,000超 ~ 8,000	264,000	n × 159,500
8,000超 ~ 10,000	286,000	n × 176,000
10,000超 ~ 20,000	341,000	n × 220,000
20,000超 ~ 50,000	462,000	n × 286,000
50,000超	相談	相談

n：適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる。

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

【特記事項】

- 延べ面積算定方法は、建築基準法の規定による。
- 一件の確認申請において、適合性判定対象建築物が複数棟ある場合は、棟毎の手数料の合計とする。
- 非住宅部分と住宅部分からなる複合建築物の場合は、非住宅部分の面積により手数料を算定する。
- 300㎡以上の住宅部分を含む複合建築物の場合の手数料は、所管行政庁への送付事務手数料として表1、表2に定める料金に11,000円を加算する。
- 増改築の場合は、既存部分を含めた延べ面積を基に手数料を算定する。ただし、既存部分のBEIにデフォル

ト値を適用した場合は、増改築部分の非住宅部分の面積を基に手数料を算定する。

6. 計画変更の手数料は変更の程度により、計画変更時における表1、表2の判定手数料の60%を下限とする。
7. 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合の手数料は、一律33,000円とする。
8. 軽微変更該当証明申請の手数料は変更の程度により、軽微変更該当証明申請時における表1、表2の判定手数料の1/2を下限とする。ただし、①直前の判定が他機関または所管行政庁の場合は軽微変更該当証明申請時における表1、表2の判定手数料とし、②変更の程度が極めて軽微であるが手続き上軽微変更該当証明の申請を要する場合(例：入力確認シートの着色されていない部分の変更等)の手数料については、軽微変更該当証明申請時における表1、表2の判定手数料の1/5とする。
9. 建築確認申請が他機関の場合は、表1、表2に定める手数料の20%増とする。
10. 表1、表2以外に定める評価方法以外による場合は別途見積もりとする。